

第1章 総則

第1条(「BIGLOBE モバイル」M2M 向けプランの提供)

ビッグロース株式会社(以下「当社」といいます。))は、株式会社NTTドコモ(以下「ドコモ」といいます。))または KDDI 株式会社(以下「KDDI」といいます。))による電気通信役務を利用して、この特約に基づき、BIGLOBE サービス「BIGLOBE モバイル」M2M 向けプラン(以下「本サービス」といいます。))を提供します。本サービスの内容の詳細は、当社のウェブサイト上に掲示します。

- 2 本サービスの提供には、この特約に定めるものを除き、当社の別途定める「BIGLOBE 法人会員規約(BIGLOBE オフィスサービス)」(以下「会員規約」といいます。))の規定が適用されます。この特約と会員規約の規定とが抵触するときは、本サービスの提供に関する限り、この特約が優先します。

第2条(この特約の変更)

当社は、一定の予告期間をもって当社所定の方法に従い本サービス会員に通知することにより、この特約の全部または一部を変更することができます。この場合、その予告期間内に、本サービス会員からこの特約の第13条に基づく本サービス契約の解除の通知が当社に対してなされないときは、かかる変更につき本サービス会員による承諾があったものとみなします。

第3条(用語の定義)

会員規約において定義された用語の意味は、この特約に別段の定めがある場合を除き、この特約においても同一の意味を有します。

- 2 前項に定めるほか、この特約において、次の各号の用語の意味は、各号に定めるとおりとします。

- (1) 「本サービス契約」とは、当社から本サービスの提供を受けるための契約をいい、第8条に基づき会員が行った本サービス契約の申し込みを第9条に基づき当社が承諾することにより成立します。
- (2) 「会員」とは、第7条に定める、本サービス契約の申し込みを行うことができる資格を有する者をいいます。
- (3) 「本サービス会員」とは、この特約に基づき当社との間で本サービス契約が成立している者をいいます。
- (4) 「BIGLOBE サービス」とは、当社が会員規約の規定に基づき提供するサービスをいいます。
- (5) 「契約者端末」とは、本サービスの提供を受けるために、本サービス会員が保有している必要のあるパーソナルコンピュータ等の機器をいいます。
- (6) 「移動無線装置」とは、契約者端末のうち、本サービスを利用するために必要となるアンテナおよび無線送受信装置であって、契約者端末に装着もしくは接続される、当社所定の技術基準等を満たすものをいいます。
- (7) 「対応端末」とは、移動無線装置であって、当社の定める「「BIGLOBE モバイル」対応端末の販売特約」(以下「当社端末特約」といいます。))に基づき提供されるもの、または本サービス会員が自ら調達するものをいいます。
- (8) 「契約者回線」とは、本サービスの提供にあたり、無線基地局設備と本サービス会員の保有する対応端末との間に設定される電気通信回線をいいます。
- (9) 「料金等」とは、本サービスの提供に係わる料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。
- (10) 「SIM カード」とは、契約者識別番号その他の情報を記憶することができる IC カードであって、当社が契約者に貸与するものをいいます。
- (11) 「MSISDN」とは、SIM カードごとに割り振る電話番号をいいます。
- (12) 「ユニバーサルサービス」とは、電気通信事業法第7条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきとして総務省令で定める加入電話、公衆電話、緊急通報(110番・118番・119番)の電話サービス等の基礎的電気通信役務をいいます。
- (13) 「ユニバーサルサービス料」とは、ユニバーサルサービス提供の確保のため必要な負担金として、その使用している電話番号の数に比例した額を、基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会(以下「TCA」といいます。))を通じて、東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社に支払うために、当社が本サービス会員からこの特約に定める方法および金額にて徴収する料金をいいます。なお、本サービスにおいては、MSISDN に対してユニバーサルサービス料が発生します。
- (14) 「タイプ D」とは、ドコモによる電気通信役務を利用した契約者回線をいいます。
- (15) 「タイプ A」とは、KDDI による電気通信役務を利用した契約者回線をいいます。
- (16) 「MB」および「GB」とは、データの容量を表す単位であって、1MB は10の6乗バイト、1GB は10の9乗バイトをいいます。
- (17) 「電話リレーサービス」とは、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律に基づき総務大臣から指定を受けた電話リレーサービス提供機関である一般財団法人日本財団電話リレーサービス(以下「TRS」といいます。))が公共インフラとして提供するサービスをいい、手話通訳者などがオペレータとして聴覚や発話に困難のある方による手話・文字を通訳し、電話をかけることにより、聴覚や発話に困難のある方と耳の聴こえる方の意思疎通を仲介するサービスです。
- (18) 「電話リレーサービス料」とは、電話リレーサービス提供の確保のため必要な負担金として、その使用している電話番号の数に比例した額を、電話リレーサービス支援機関である TCA を通じて、TRS に支払うために、当社が本サービス会員からこの特約に定める方法および金額にて徴収する料金をいいます。

第2章 本サービスの提供区域および内容

第4条(本サービスの提供区域)

本サービスの提供に係わる契約者回線の終端とすることができる場所は、当社の別途定める区域内とします。

第5条(本サービスの内容等)

当社は、本サービスを、会員規約にかかるサービスに対するオプションサービスとして提供します。

- 2 本サービスは、最大通信速度を保証するものではなく、通信設備や契約者端末、配線などの状況、他回線との干渉、回線の混雑状況、無線基地局設備から契約者回線の終端までの距離などにより、実際に利用可能な通信速度が低下します。
- 3 当社または当社が本サービスに用いる電気通信回線の提供者は、本サービス会員が一定時間内に当社所定の基準を超えるトラフィック量を継続的に発生させる場合、および本サービス会員間の公平性を確保する必要がある場合、通信量や通信速度を制限することができます。かかる制限の内容は、当社が別途定めるものとします。
- 4 本サービスの利用のためには、対応端末が必要となります。本サービス会員は、次の各号のいずれのパターンにより対応端末を入手する必要があります。
 - (1) 購入パターン
当社端末特約に基づき当社から購入する対応端末により本サービスを利用開始するパターンをいいます。
 - (2) 調達パターン
本サービス会員が自ら第三者から購入等の方法により調達する対応端末により本サービスを利用開始するパターンをいいます。
- 5 当社が本サービスを開始する日(以下「本サービス開始日」といいます。)は、本サービス契約の成立後、最初のSIMカードが本サービス会員に到着したことを当社が認識した日とします。
- 6 当社は、本サービス会員(M2M向け0GBプランを選択した本サービス会員を除きます。)が各月間内(各月の初日(ただし本サービス開始日が属する月については、本サービス開始日とします。)からその各月の末日までとします。)に本サービスの利用により発生させたデータ送受信のトラフィック量がその本サービス会員が選択した次項所定の料金プランに応じて次表により決定される上限容量(以下「高速データ通信容量」といいます。)を超えた場合、超過した時点からその各月の末日が満了するまでの期間において、通信速度を低速100MBプラン、低速500MBプランの場合は送受信最大64kbps、その他のプランの場合は送受信最大200kbpsに制限します。
- 7 本サービスには、SIMカードのタイプ(以下「SIMカードタイプ」といいます。)として「タイプA」および「タイプD」があり、また、それぞれのSIMカードタイプに対して、次表に定める料金プラン(あわせて以下「料金プラン」といいます。)があります。本サービス会員は、第8条に定める申し込みのときに、SIMカードタイプおよび料金プランにつき、いずれかを選択する必要があります。
- 8 タイプAのSIMカードは、上り高速100GBプラン、上り高速200GBプランまたは上り高速300GBプランの料金プランを選択することができません。

料金プラン	内容
低速100MBプラン	<ul style="list-style-type: none">・ 別表2-3に定める月額利用料が発生します。・ 本サービスを利用可能な時間帯の制限はありません。・ データ通信容量は100MBとします。
低速500MBプラン	<ul style="list-style-type: none">・ 別表2-3に定める月額利用料が発生します。・ 本サービスを利用可能な時間帯の制限はありません。・ データ通信容量は500MBとします。
上り高速10GBプラン	<ul style="list-style-type: none">・ 別表2-3に定める月額利用料が発生します。・ 本サービスを利用可能な時間帯の制限はありません。・ 高速データ通信容量は10GBとします。
上り高速20GBプラン	<ul style="list-style-type: none">・ 別表2-3に定める月額利用料が発生します。・ 本サービスを利用可能な時間帯の制限はありません。・ 高速データ通信容量は20GBとします。
上り高速30GBプラン	<ul style="list-style-type: none">・ 別表2-3に定める月額利用料が発生します。・ 本サービスを利用可能な時間帯の制限はありません。・ 高速データ通信容量は30GBとします。
上り高速40GBプラン	<ul style="list-style-type: none">・ 別表2-3に定める月額利用料が発生します。・ 本サービスを利用可能な時間帯の制限はありません。・ 高速データ通信容量は40GBとします。
上り高速70GBプラン	<ul style="list-style-type: none">・ 別表2-3に定める月額利用料が発生します。・ 本サービスを利用可能な時間帯の制限はありません。・ 高速データ通信容量は70GBとします。

上り高速 100GB プラン	<ul style="list-style-type: none"> 別表 2-3 に定める月額利用料が発生します。 本サービスを利用可能な時間帯の制限はありません。 高速データ通信容量は 100GB とします。 タイプ A の SIM カードではご契約いただけません。
上り高速 200GB プラン	<ul style="list-style-type: none"> 別表 2-3 に定める月額利用料が発生します。 本サービスを利用可能な時間帯の制限はありません。 高速データ通信容量は 200GB とします。 タイプ A の SIM カードではご契約いただけません。
上り高速 300GB プラン	<ul style="list-style-type: none"> 別表 2-3 に定める月額利用料が発生します。 本サービスを利用可能な時間帯の制限はありません。 高速データ通信容量は 300GB とします。 タイプ A の SIM カードではご契約いただけません。
M2M 向け 0GB プラン	<ul style="list-style-type: none"> 別表 2-3 に定める月額利用料が発生します。 データ送受信は行えません。

第3章 契約

第6条(契約の単位等)

1の会員と当社との間に成立可能な本サービス契約の数は、1の会員契約について(BIGLOBE モバイルについて)1本までに限ります。

第7条(本サービス契約の申し込み資格)

本サービス契約の申し込みを行うことができるのは、次の者とします。

(1)「BIGLOBE 法人会員規約(BIGLOBE オフィスサービス)」に基づく会員:

上記規約に定めるアプリケーションコース以外のコースご利用の管理者および登録利用者(ただし、登録利用者は、管理者から許可された者に限ります。)

第8条(契約申し込みの方法)

申込者には、会員規約およびこの特約を承諾のうえ、当社所定の方法により、それぞれ選択した第5条第4項所定のパターンに応じて、本サービス契約の内容を特定するために必要な氏名等の事項(いずれの SIM カードの貸与を希望するかを含みます。)を申告のうえ、本サービス契約の申し込みを行っていただきます。

第9条(契約申し込みの承諾)

本サービス契約は、前条所定の申し込みを当社が承諾したときに成立します。

2 当社は、前条の申し込みを行った申込者と当社との間に既に有効な本サービス契約が成立している場合は、第6条の規定により、この申し込みを承諾しません。また、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービス契約の申し込みを承諾しないことがあります。また、当社は、本サービス契約成立後であっても、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、当社所定の方法にて本サービス会員に通知することにより、本サービス契約を解除することができます。ただし、本項第2号または第4号の場合には、当社は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催告し、この期間内に是正されないときに、当社所定の方法にてこの本サービス会員に通知することにより、会員契約または本サービス契約を解除することができます。

(1) 本サービス契約の申込時に申込者が当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合

(2) 申込者が、料金等もしくはその他当社が提供するサービスに係わる料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断した場合

(3) 過去に不正使用などにより本サービス契約もしくはBIGLOBE サービスに関連する契約等の解除、またはBIGLOBE サービス等の利用を停止されていることが判明した場合

(4) 申込者が未成年者等であって、本サービス契約の申し込みにあたり法定代理人等の同意を得ていない場合

(5) この特約第25条の規定に違反するおそれがある場合

(6) その他本サービス契約の申し込みを承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合

(7) 本サービス契約の申し込み後、対応端末およびSIMカード、またはSIMカードが申込者指定の住所に届かず、未着荷の状態で21日間経過した場合

(8) 過去に当社が貸与するSIMカードの返却の義務を怠ったことが判明した場合

3 前項の規定により本サービス契約が解除された場合、本サービス会員は、本サービスの利用に係わる一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに支払わなければなりません。

第10条(契約の解除等)

当社は、本サービス会員が次のいずれかに該当した場合に、何らの責任も負うことなく、本サービス契約を解除することができます。

- (1) 本サービス会員が会員規約に基づき提供される BIGLOBE サービスを利用停止となった場合
 - (2) 本サービス会員がコース変更等により第7条所定の申込資格を喪失した場合
 - (3) 本サービス会員がSIMカードを当社に返却した場合
- 2 当社は、前項の規定により本サービス契約を解除しようとするときには、あらかじめその旨を本サービス会員に通知します。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この通知を行うことなく本サービス契約の解除を行うことができます。
 - 3 会員契約が本サービス会員による解除、当社による解除その他理由により終了した場合は、その本サービス会員と当社との間の本サービス契約は同時に解除されます。

第11条(提供中止)

当社は、次のいずれかの場合には、本サービス会員に対する本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社またはドコモの無線基地局設備、電気通信設備もしくは電気通信回線の保守上または工事中やむを得ない場合
 - (2) その本サービス会員が、本サービスの提供に使用される設備に過大な負荷を与える行為その他この設備の運用に支障を与える行為を自ら行い、または第三者に行かせた場合
 - (3) ドコモまたはKDDIの規定により通信利用が制限となる場合
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を本サービス会員に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この通知を行うことなくその中止を行うことができます。
 - 3 当社は、第1項による本サービスの提供の中止により本サービス会員に損害その他不利益が発生しても、何ら責任を負いません。

第12条(利用停止)

当社は、この特約上の義務を現に怠りまたは怠るおそれがある本サービス会員、または、会員規約によりBIGLOBE サービスが利用停止となった本サービス会員については、何らの責任も負うことなく、本サービスの利用も停止します。

第13条(本サービス会員による本サービス契約の解除)

本サービス会員が本サービス契約を解除しようとするときは、当社所定のウェブページ上からその旨を当社に通知します。当社が別途承諾した場合を除き、その他の方法による通知は無効とします。この場合、本サービス会員から通知があった時点で、本サービス契約は解除となります。なお、管理者が、管理者配下のすべての登録利用者を含む本サービス契約を解除しようとするときは、解除を希望する日の1か月前までに当社に通知するものとします。

第4章 料金等

第14条(料金等)

料金等の体系は、次のとおりとします。

- (1) 初期費用
 - (2) 月額費用
 - (3) その他の料金
- 2 前項各号所定の料金の具体的な金額は、別表に定めるとおりとします。

第15条(初期費用)

本サービス会員は、当社に本サービス契約の申し込みをし、その承諾を受けたときは、当社に初期費用を支払わなければなりません。

第16条(月額費用)

本サービス会員は、本サービス開始日が属する月の翌月初日から起算して、その本サービス契約の解除または終了があった日が属する月の末日までの期間について、当社に本サービスの月額費用を支払わなければなりません。なお、本サービス開始日が属する月の月額費用は無料とします。

- 2 当社は、この特約に別段の定めがある場合を除いて、前項に定める期間中の各月または前項により月額費用の支払対象月とされている各月における当社所定の締め日にて、その締め日が属する月に係る本サービスの月額費用を本サービス会員に請求します。
- 3 本サービス会員が、当社が本サービス会員による本サービス契約の申し込みを承諾した日が属する月に、本サービス契約の解除の通知をした場合、本サービスの月額費用の1カ月分を当社に支払わなければなりません。
- 4 この特約第11条の規定により本サービスの提供中止があったときは、本サービス会員は、その期間中の月額費用の支払いを要します。
- 5 この特約第12条の規定により本サービスの利用停止があったときは、本サービス会員は、その期間中の月額費用の支払いを要します。

第17条(料金プランの変更)

本サービス会員は、料金プランの変更については、M2M向け0GBプラン、低速100MBプラン、低速500MBプラン、上り高速10GBプラン、

上り高速 20GB プラン、上り高速 30GB プラン、上り高速 40GB プラン、上り高速 70GB プラン、上り高速 100GB プラン、上り高速 200GB プラン、上り高速 300GB プラン(これらをあわせて「M2M 向けプラン」といいます。)の相互間においてのみ行うことができます。本サービス会員が料金プランの変更を希望する場合、この特約を承諾のうえ、当社所定の方法にて変更手続きを行っていただきます。

- 2 料金プランにかかる内容の変更および月額利用料の変更は、本サービス会員がこの変更手続きを行った日が属する月の翌月から適用されます。

第 18 条(料金債務の存続)

会員規約またはこの特約所定の条件に従い本サービス会員が本サービス契約を解除し、もしくは解除され、または、第 27 条に定めるオプションを解約し、もしくは解約された場合において、その本サービス会員がかかる解除または解約の時点において未だ支払いを完了していないこの特約所定の料金(解除または解約の後に発生するものを含みます。)についての債務は、かかる本サービス会員による支払いが完了するまで、その解除後または解約後も消滅しません。

第 5 章 雑則

第 19 条(責任の制限)

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、1 日の営業時間の全部についてその状態が連続したときに限り、対象となる本サービス会員の損害賠償請求に応じます。なお、かかる請求に対して当社が賠償する損害の範囲については、本条第 2 項から第 4 項の規定が適用されます。

- 2 前項の場合における損害賠償の範囲は、対象となる本サービス会員に現実発生した直接かつ通常の損害とし、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(1 日の倍数である場合に限り)に対応する本サービスの料金等(対象となるサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日に属する料金月の前 6 料金月の 1 日あたりの対象となるサービスの平均料金(前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別途定める方法により算出した額)により算出します。)に、これに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲内で、かつ、その総額は、1 日あたりの対象となるサービスの平均料金の 30 日相当額に、これに対応する消費税等相当額を加算した額以下とします。
- 3 本条第 1 項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。
- 4 当社は、他の電気通信事業者の責に帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合、当社が他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を本サービスが利用できなかった本サービス会員全員に対する損害賠償の限度額とし、かつ、本サービス会員に現実発生した直接かつ通常の損害に限り賠償請求に応じます。

第 20 条(無保証)

当社は、本サービスについて、完全性、正確性、有用性または正当性に関する保証、本サービス会員の利用目的に適合することの保証、および通信速度に関する保証を含め、何らの保証も行いません。

第 21 条(SIM カード)

本サービスの利用には、当社から SIM カードの貸与を受ける必要があります。

- 2 本サービス会員は、SIM カードを善良なる管理者の注意をもって使用しなければなりません。
- 3 本サービス会員は、SIM カードが故障した場合または紛失した場合、当社に別表 2-4 に定める SIM カード再発行手数料および SIM カード準備料の支払いを要します。ただし、本サービス会員の責に帰すことのできない事由による故障または紛失の場合を除きます。
- 4 本サービス会員は、本サービス契約を解除した場合、SIM カードを自らの費用負担により当社指定の方法により当社に速やかに返却しなければなりません。ただし、タイプ A の SIM カードは返却不要です。
- 5 本サービス会員は、SIM カードを返却する場合、SIM カードに含まれるプログラム、データ等を、自己の責任において消去したうえで、当社所定の方法により、当社に返却しなければなりません。この場合において、消去を行わないまま当社に返品された場合、当社は、かかるプログラム、データ等の漏洩等につき、一切の責任を負わず、また、かかるプログラム、データ等を自由に処分できます。また、本サービス会員が SIM カードとともに、SIM カード以外の物品等を当社に送付したときは、当社は、その物品等を受領してから 60 日が経過した後、その物品等を廃棄することができ、本サービス会員は、かかる廃棄に対して異議を述べることは一切できません。なお、当社は、本サービス会員の物品等の保管義務を負うものではありません。
- 6 (1)本サービス会員は、当社所定の方法により当社に申し込むことにより、当社から貸与する SIM カードの種別を変更することができます。(第 28 条に定める SMS オプションの契約および解除の場合も含みます。)ただし、当社が別途定める種別の変更は行うことができません。本サービス会員は、かかる変更を行う場合、1 回につき別表 2-4 に定める SIM カード種別変更手数料および SIM カード準備料の支払いを要します。
(2)BIGLOBE モバイルを対象とする本サービス契約が成立している会員は、当社所定の方法で申し込むことにより、当社から貸与する SIM カードの SIM カードタイプを変更(かかる SIM カードタイプの変更に伴って行われる SIM カード種別の変更を含みます。)することができます。本サービス会員は、かかる変更を行う場合、1 回につき別表 2-4 に定める SIM カードタイプ変更手数料および SIM カード準備料の支払いを要します。
- 7 前項の申し込みをした本サービス会員が第 9 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。

- す。
- 8 第6項に定める本サービス会員による申し込みは月1回を超えて行うことはできません。また、かかる申し込みがなされた後は、当社は、そのキャンセルを一切受け付けません。また、変更後のSIMカードが本サービス会員に到着したことを当社が認識した日が属する月の月末まで再度お申し込みすることはできません。
- 9 本サービス会員は、前三項に従い当社から貸与するSIMカードの種別の変更を受けた場合、または第27条に定めるSMSオプションを解約する場合、それぞれ、かかる変更前のSIMカード、またはSMSオプションにより貸与を受けたSIMカードを、その本サービス会員が本サービス契約を解除し、または解除された後速やかに、自らの費用負担により当社指定の方法にて当社に返却しなければなりません。その本サービス会員は、かかる返却を行うまで、返却対象となるSIMカードを善良な管理者の注意をもって保管しなければなりません。ただし、タイプAのSIMカードは返却不要です。

第22条(会員情報等の取り扱い)

本サービス会員は、本サービス会員が本サービス契約の申し込みに際して入力した事項(以下「会員情報」といいます。)を、会員規約に定める個人情報の保護に関する規定に定めるほか、次の各号に定める範囲において、当社が利用することに同意していただきます。

- (1) 本サービスを提供すること。
- (2) 当社または提携先等第三者の商品もしくはサービス等に関する広告、宣伝、および各種イベント・特典を実施するため、ならびにこれらに関する情報の提供その他の連絡のための電子メールの送信もしくは印刷物の郵送等(サンプル・試供品の配送その他の提供を含みます。)を行い、または架電するために会員情報を利用すること。
- (3) 当社が、SIMカードまたは対応端末等の配送、交換等の目的で、SIMカードまたは対応端末等の配送のために必要な会員情報を、SIMカードまたは対応端末等の配送、交換等にかかる業務の委託先に開示すること。
- (4) 第1号および第2号の場合において、利用目的の達成に必要な業務を委託する目的で、会員情報を安全管理措置を講じたうえで業務委託先に対して会員情報の取り扱いについて委託すること。

第23条(本サービスの変更または廃止)

当社は、本サービスの全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができます。この場合、第2条の規定を準用します。

- 2 当社は、前項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止により本サービス会員に損害その他不利益が生じたとしても、何ら責任を負いません。

第24条(契約者端末、SIMカードの取り扱い)

本サービス会員は、自己の費用と責任において、契約者端末およびSIMカードを設置するとともに、本サービスの利用にあたり契約者端末およびSIMカードを正常に稼働するように維持および管理しなければなりません。

- 2 SIMカードについては、その使用权のみが本サービス会員に許諾され、その所有権は当社または当社に貸与する第三者が保有します。
- 3 当社は、契約者端末の選択を誤ったため、または、契約者端末の故障その他瑕疵等のため、本サービス会員が本サービスを正常にまたは全く利用できなかったとしても、何ら責任を負いません。

第25条(第三者の利用について)

本サービス会員は、本サービスを、第三者に利用させることができるものとします。ただし、当該利用をさせるにあたっては、当該第三者に対し、本サービス会員が本サービスの利用に際し負うこととなる義務(会員規約およびこの特約に定める義務をいいます。)と同等の義務を負わせ、当該第三者の行為につき自らが一切の責任を負うことを条件とします。

第26条(無線事業における利用の禁止)

本サービス会員は、本サービスについて、自らまたは他の電気通信事業者が行う無線事業(電気通信事業法施行規則に定める公衆無線LANアクセスサービス、携帯電話またはPHSにかかる電気通信事業をいいます。)の用に供してはなりません。

第27条(アシストパックの特則)

本サービス契約の申込者および本サービス会員は、当社が別途定める特典を受けることのできるサービス(以下「アシストパック」といいます。アシストパックには、その提供を受けている期間中において、本サービスが含まれます。)の申し込みを行うことができます。かかる申し込みについては、第9条の規定を準用します。アシストパックの利用に関する当社と本サービス会員との契約を以下「アシストパック契約」といいます。

- 2 1の申込者および本サービス会員が前項に基づき申し込みを行うことのできるアシストパック契約は、1つとします。ただし、次の例外があります。
 - (1) アシストパック契約を既に締結し、かつ、そのアシストパック利用期間(その意味は第4項に定めます。)が11カ月を経過している本サービス会員は、そのアシストパック期間が満了する前に申し込みを行う限りにおいて、かかるアシストパック契約1つにつき、アシストパックの申込可能数が1つ加算されます。ただし、これにより加算される申込可能数がその本サービス会員が当社から貸与を受けているSIMカードの数を超える場合は、加算される申込可能数は、かかるSIMカードの数と同数までとします。

- 3 第1項所定の申し込みを行うことができる時期は、第8条に基づく本サービス契約の申し込みと同時に、または、第5条第5項所定の本サービス開始日以後本サービス契約が終了するまでの期間内に限られます。1の申込者および本サービス会員がアシストバックの申し込みを複数行おうとする場合は、前項所定の上限の範囲内で、同時にまたは時期を分割して行うことができます。
- 4 アシストバック契約の期間(以下「アシストバック利用期間」といいます。)は、アシストバックの利用開始日(以下「アシストバック利用開始日」といいます。)から、その日が属する月の翌月を起算月とする24カ月間の期間が満了するまでとし、かかる期間満了後、自動的に終了します。なお、1の本サービス会員について複数のアシストバック契約が成立している場合、かかる各アシストバック契約にアシストバック利用期間が進行するものとし、本条において以下同様とします。アシストバックの利用開始日は、本サービス契約とアシストバック契約が同時に成立した場合においては、本サービス開始日と同一とし、また、アシストバック契約が本サービス契約の成立日以降に成立した場合においては、第1項所定の特典のうちの当社所定のものがその本サービス会員により受領されたことを当社が認識した日とします。また、アシストバック利用期間満了後は、本サービス契約が存続している限り、引き続き本サービスを利用することができます。
- 5 前項所定のアシストバック利用期間中において本サービス契約がこの特約に基づき終了した場合は、前項の規定にかかわらず、全てのアシストバック契約が同時に終了します。また、当社は、本サービス会員が、この特約上の義務を現に怠りまたは怠るおそれがある場合、または、会員規約によりBIGLOBE サービスが利用停止となった場合、本サービス契約が終了していないときでも、何らの責任も負うことなく、その本サービス会員とのアシストバック契約を解除することができます。
- 6 アシストバック契約を締結した本サービス会員は、アシストバック利用開始日が属する月の翌月初日から起算して、そのアシストバック契約の解除または終了があった日が属する月の末日までの期間について、第16条所定の月額費用とあわせて別表2-2所定の月額加算料を当社に支払わなければなりません。なお、アシストバック利用開始日が属する月の月額加算料(第16条第3項の規定にかかわらず、本サービス開始日が属する月に本サービス契約の解約があった場合を含みます。)は、無料とします。
- 7 本サービス会員は、前項所定のアシストバック利用期間中に、本サービス契約の解除等によりアシストバックが終了した場合(第5項に基づき終了した場合を除きます。)、別表2-2に記載するアシストバック加算分契約解除料を当社に支払わなければなりません。なお、1の本サービス会員について複数のアシストバック契約が成立している場合は、各アシストバック契約にアシストバック加算分契約解除料が発生します。第17条所定の料金プランの変更は、アシストバックの利用には影響を及ぼさず、アシストバック利用期間は変更されません。
- 8 本サービス会員は、締結したアシストバック契約にかかる種別(別表2-2に記載のアシストバックA、アシストバックB、アシストバックC、アシストバックD、アシストバックE、アシストバックF、アシストバックG、アシストバックH、アシストバックI、アシストバックJ、アシストバックK、アシストバックL、アシストバックM、アシストバックN、アシストバックP、アシストバックQ、アシストバックR、アシストバックS、アシストバックT、アシストバックUおよびアシストバックVを指します。)を変更することはできません。

第28条(SMS オプション)

本サービス会員のうち次の各号全ての条件を満たす者は、SIMカードを装着した契約者端末でMSISDNによりショートメッセージを送受信できるサービス(以下「SMS オプション」といいます。)の提供を当社から受けることができます。かかる提供を受けるためには、本サービス会員には本条に従いSMSオプションの申し込みを行っていただきます。

- (1) 第7条に定める会員であること
- (2) BIGLOBE モバイルを対象とする本サービス契約が当社との間に成立していること
- 2 本サービス契約の申込者のうち次の各号全ての条件を満たす者は、その選択により、第8条に定める本サービス契約の申し込みと同時にSMSオプションの申し込みをすることができます。
 - (1) 第7条に定める会員であること
 - (2) BIGLOBE モバイルを対象とする本サービス契約の申込者であること
- 3 第1項および第2項に定める申し込みは、当社が別途定める方法に従い行う必要があります。また、この特約に基づき申込者が当社から貸与を受けまたは貸与を受けようとするSIMカードの個数と同数を超える申し込みを行うことはできません。当社は、申し込みを承諾した場合、その申込者に対して、この特約に定める条件に従い、SMSオプションを提供します。(当社からかかる承諾を受けたかかる申込者を以下「SMSオプション利用者」といいます。)
- 4 SMSオプションを利用するには、当社所定のSIMカード(以下「SMS対応SIMカード」といいます。)が必要となります。当社は、SMSオプション利用者に対して、SMS対応SIMカードを貸与します。SMS対応SIMカードにも、第21条、第22条および第24条の規定が適用されます。
- 5 第1項および第2項に定める申し込みにあたり、申込者は、前項に基づき当社が貸与するSMS対応SIMカードの種別を選択することができますが、自己の対応端末に適合するSMS対応SIMカードを選択する等、自己の責任において選択する必要があります。
- 6 第1項および第2項に定める申し込みがなされた後は、当社は、そのキャンセルを一切受け付けません。
- 7 SMSオプション利用者は、当社が別途定める方法に従い当社に通知することにより、SMSオプションを解約することができます。なお、かかる解約は、第5項に基づき当社から貸与されたSMS対応SIMカード1枚単位で行うことができます。ただし、タイプAのSIMカードに関しては、SMSオプション利用者は、SMSオプションのみを解約することはできません。
- 8 本サービス契約が解約または解除された場合、SMSオプションは同時に解約となります。
- 9 SMSオプション利用者は、SMSオプション利用開始日が属する月の翌月初日から起算して、第7項または第8項に基づくSMSオプションの解約があった日が属する月の末日までの期間について(ただし、以下の(2)の料金については、かかる期間の満了後、当社における解約手続きが完了するまでの間にショートメッセージの送受信を行える場合は、かかる完了までの期間について)、第16条所定の月額費用とあわせて次の各号に定める料金を支払わなければなりません。

- (1) 別表 2-4 に定める SMS オプション月額利用料(なお、SMS オプション利用開始日が属する月の SMS オプション月額利用料は無料とします。)
 - (2) 別表 2-4 に定める SMS 送信料
- 10 SMS オプション利用者が SMS オプション利用開始日の属する月に SMS オプションを解約した場合、その月について、前項各号に定める料金を当社に支払わなければなりません。
 - 11 SMS オプションは本サービスの一部を構成し、本条に異なる定めがある場合を除き、この特約に定める本サービスに関する規定が適用されます。

第 29 条(本人確認)

当社は、第 28 条に定める SMS オプション申込者(SIM カードの種別変更または再発行を行う者を含みます。)に対し、不正利用防止の観点で当社所定の本人確認手続きを実施いたします。かかる申込者には、申し込みにあたり、当社所定の本人確認書類を提出していただきます。かかる本人確認手続きが行えなかった場合、かかる申し込みを承諾されることはありません。かかる申込者が虚偽の本人確認書類を提出した場合、その申込者が第 9 条第 2 項第 1 号所定の行為をしたものとして扱います。

第 30 条(他の電気通信事業者への情報の通知)

本サービス会員は、その本サービス会員が本サービス契約により生じる料金等の支払債務その他の債務の履行をしない場合において、当社が、当社以外の電気通信事業者からの請求に基づき、本サービス会員の氏名、住所、生年月日および支払状況等の情報(本サービス会員を特定するために必要なものおよび支払状況に関するものであって、当社が別途定めるものに限り)をその電気通信事業者に通知することにあらかじめ同意します。

第 31 条(モバイル固定 IP オプションサービス)

本サービス会員は、モバイル固定 IP オプションサービス(その具体的な内容は、当社所定のウェブサイトに記載するものとし、以下「モバイル固定 IP オプションサービス」といいます。)の提供を当社から受けることができます。

- 2 モバイル固定 IP オプションサービスの利用者(以下「モバイル固定 IP オプション利用者」といいます。)は、モバイル固定 IP オプションサービスの利用または解約にあたり、事前に当社所定の方法により申し込みを行う必要があります。また、暦月あたり、その利用の申し込みを行うことができるのは 1 回に限るものとします。
- 3 モバイル固定 IP オプション利用者は、モバイル固定 IP オプションサービス利用開始日が属する月から前項に基づくサービスの解約があった日が属する月の末日までの期間について、別表 3-1 に定めるモバイル固定 IP オプション月額利用料を支払わなければなりません。なお、モバイル固定 IP オプションサービス利用開始日が属する月のモバイル固定 IP オプション月額利用料は無料とします。ただし、かかる月にモバイル固定 IP オプションサービスを解約した場合は、無料にはなりません。
- 4 本サービス契約が解約または解除された場合、モバイル固定 IP オプションサービスは同時に解約となります。
- 5 モバイル固定 IP オプションは本サービスの一部を構成し、本条に異なる定めがある場合を除き、この特約に定める本サービスに関する規定が適用されます。

附 則

第 1 条 この特約は、2023 年 3 月 15 日から改定し実施します。

第 2 条 電話リレーサービス料の徴収は、2021 年 7 月 1 日から開始します。

別表

BIGLOBE サービス「BIGLOBE モバイル」M2M 向けプランの料金表

1. 適用

この別表に記載する料金額は、消費税等相当額を抜いた金額です。かかる料金額に加算する消費税相当額は、本サービスのご利用時点の税率に基づき計算します。なお、コンテンツ料金、オプションサービス料金その他の料金につきましては、会員規約所定の料金表に定めるとおりとします。

2. 料金額

2-1 初期費用

プラン申込手数料	3,000 円
SIM カード準備料	394 円※

※ BIGLOBE モバイルの SIM カード発行 1 枚毎に発生します。

2-2 アシストパックにかかる料金

月額加算料	
アシストパック A	933 円/月
アシストパック B	1,876 円/月
アシストパック C	1,380 円/月
アシストパック D	1,980 円/月
アシストパック E	1,490 円/月
アシストパック F	1,150 円/月
アシストパック G	1,570 円/月
アシストパック H	1,240 円/月
アシストパック I	1,840 円/月
アシストパック J	660 円/月
アシストパック K	530 円/月
アシストパック L	2,080 円/月
アシストパック M	1,040 円/月
アシストパック N	970 円/月
アシストパック P	1,650 円/月
アシストパック Q	2,280 円/月
アシストパック R	820 円/月
アシストパック S	2,700 円/月
アシストパック T	870 円/月
アシストパック U	1,530 円/月
アシストパック V	420 円/月
アシストパック W	2,150 円/月
アシストパック X	1,780 円/月
アシストパック Y	1,610 円/月
アシストパック 1080	1,080 円/月
アシストパック 2200	2,200 円/月
アシストパック 2850	2,850 円/月
アシストパック加算分契約解除料	月額加算料に残余月数を乗じて算出される額※

※ 残余月数は、24 から、利用実績月数(アシストパック利用開始日が属する月の翌月を起算月とし、アシストパック契約の解除または終了する日が属する月までの数とします。アシストパック利用開始日と同一の月に本サービス契約の解約があった場合は 0 とみなします。)を控除した数とします。

2-3 月額費用

(1)M2M 向けプラン

月額利用料	低速 100MB プラン	400 円/月
	低速 500MB プラン	450 円/月
	上り高速 10GB プラン	1,500 円/月
	上り高速 20GB プラン	2,200 円/月
	上り高速 30GB プラン	2,750 円/月
	上り高速 40GB プラン	3,250 円/月
	上り高速 70GB プラン	4,750 円/月
	上り高速 100GB プラン	6,250 円/月
	上り高速 200GB プラン	11,000 円/月
	上り高速 300GB プラン	15,500 円/月
	M2M 向け 0GB プラン	200 円/月
ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料 ※1		当社のホームページに規定する料金額 ※2
SMS オプション月額利用料		120 円/月
モバイル固定 IP オプション月額利用料		500 円/月

※1 「020」から始まる MSISDN の SIM カードの場合、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料はかかりません。

※2 ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料の料金については、以下の URL をご参照ください。

<https://biz.biglobe.ne.jp/sim/universal.html>

2-4 その他の料金

SIM カード再発行手数料		3,000 円	
SIM カード種別変更手数料		3,000 円	
SIM カードタイプ変更手数料		3,000 円	
SIM カード準備料		394 円※1	
SMS 送信料※2	国内宛送信	3 円～30 円/回	
	海外宛送信	タイプ D	50 円～500 円(不課税) /回
		タイプ A	100 円(不課税)/回

※1 BIGLOBE モバイルの SIM カード発行 1 枚毎に発生します。

※2 送信するショートメッセージ 1 回単位で発生。送信料金は送信する文字数によって異なる(詳細は当社が別途定める)。

国内宛送信は月 15 円まで無料。

2-5 BIGLOBE 法人会員の料金

「BIGLOBE 法人会員規約(BIGLOBE オフィスサービス)」に基づく利用者の ID 毎に係る月額基本利用料は、本サービスの利用を継続していることを条件として、無償とします。